常陸建築技能組合 組合員利用規約(加入約款)

第１条（目的および加入資格）

1. 本規約は、常陸建築技能組合（以下「当組合」という）が提供する一人親方等労働災害補償保険（特別加入）の手続きおよび各種サービスの利用条件を定めるものです。
2. 当組合に加入できる方は、労働者を使用しないで建設の事業を行う一人親方等およびその家族従事者とします。
3. 組合員は作業に従事する際、労働安全衛生法および関係規則の条項を遵守し、安全衛生に十分注意しなければなりません。

第２条（加入拒否事由および重複加入の禁止）

1. 他団体での一人親方労災保険との重複加入は固くお断りします。重複加入が発覚した場合、管轄労働局の判断による加入取消・脱退処分の対象となり、労災補償を受けられない等の損害が生じても当組合は一切責任を負いません。重複加入等による取消・脱退の場合も既納の会費は返還いたしません。
2. 以下のいずれかに該当する場合は、入会のお申込みをお断りすることがあります。
 - 入会の意図が社会的・倫理的見地から鑑みて不当、または労災保険給付の不正受給等と思われる場合
 - 当組合規定の一人親方特別加入の条件を満たさない場合
 - その他、当組合が加入希望者を組合員とすることを不適当と判断する場合

第３条（加入手続きおよび補償効力）

1. 加入手続き時には、免許証や住民票等の本人確認書類のコピーを必ず添付し、緊急連絡先（携帯電話番号またはメールアドレス）を明記してください。
2. 所轄労働基準監督署への申請手続きは、保険料等のご入金確認後に開始します。希望補償開始日の３営業日前（営業日：土日祝・夏期休暇・年末年始を除く平日 8:30～17:30）までに指定口座へ全額をお振込みください。期日までに未入金の場合は、加入の意思がないものとして手続きを中止します。
3. 補償開始日は労働保険成立日からとなります。支払遅延等により補償開始日が遅延したことで発生した損害等について、当組合は一切責任を負いません。

第４条（費用および保険料の支払）

1. 組合員は、国に納付すべき「労災保険料」および当組合の運営費用である「会費」を、当組合が指定する期日までに指定の方法で納付するものとします。
2. **新規加入時の納付**
 加入時においては、**加入月から当該年度末（3 月 31 日）までの労災保険料および会費を一括にて納付**するものとします（加入年度途中の分割納付はできません）。

3. **継続時の納付**
 次年度以降の継続更新時においては、当組合が定める年３期（第１期・第２期・第３期）への分割納付、または一括納付を選択して納付するものとします。
4. 一度納付された会費（運営管理費）は、理由のいかんを問わず返還いたしません。

第５条（事前健康診断および手続取下げ）
事前健康診断が必要な方において、自己の都合により健康診断を受診しない場合は労働保険取下げ手続きを行います。この場合、既納の会費およびその他申請費用の返還請求には応じられません。

第６条（組合員の義務・遵守事項）
組合員は、以下の事項を遵守しなければなりません。

1. 労働安全衛生法その他の関係法令を遵守し、労働災害の防止に努めること。
2. 登録情報（氏名、住所、電話番号、工事内容、給付基礎日額等）に変更が生じた場合は、遅滞なく当組合へ変更の届出を行うこと。
3. 事故（労災）が発生した場合は、速やかに当組合へ連絡し、指示に従って手続きを行うこと。
4. 以下の事項に該当した場合は、本人（または代理人）より速やかに当組合へご連絡ください。
 - 年間 100 日以上従業員を雇い入れている、または雇い入れる予定がある場合（アルバイト・手伝いを含む）
 - 業種を変更したとき（建設業でなくなったとき）
 - 住所を移転したとき（当組合の業務範囲を超えて移転した場合は脱退となります）
 - 業務上または通勤途上において怪我をしたとき、死亡したとき（その他の要因による死亡を含む）

第７条（労災事故発生時の手続き）

1. 組合員が業務上または通勤途上に災害を受けた場合、組合員またはその遺族は直ちに当組合へ連絡し、必要な書類を提出するものとします。
2. 労災保険給付の支給決定は所轄労働基準監督署長が行うものであり、当組合が給付を保証するものではありません。
3. 事故状況の虚偽報告、報告の遅延、または書類不備により給付が受けられなかった場合、当組合は一切の責任を負いません。

第８条（年度更新）

1. 毎年１月中旬に当組合より年度更新書類を郵送いたします。指定期日までに書類提出と保険料等の納付を完了してください。
2. 特別加入の変更・脱退、給付基礎日額の変更を希望する場合は、必ず年度更新処理が終了するまでにお申出ください。
3. 指定の年度更新期限までに変更のお申出がない場合は、継続更新する意思がないものとして脱退手続きをとらせていただきます。

第９条（脱退・解約）

1. **加入初年度の脱退制限**
 新規加入時においては、加入月から最初の年度末（3 月 31 日）までの年度途中における任意脱退・途中解約はできません。**脱退は年度末（3 月 31 日付）のみ**可能です。
2. **継続組合員の脱退**
 次年度以降の継続組合員については、納入時期に合わせ年 3 回（各期の末日付）に限り任意脱退することができます。脱退希望時は必ず当組合へご連絡の上、所定の届出を行ってください。
 - **第 1 期脱退**：3 月 31 日付
 - **第 2 期脱退**：7 月 31 日付
 - **第 3 期脱退**：11 月 30 日付
3. 脱退のご連絡がない場合は、脱退手続き完了日までの会費および労働保険料が発生します。
4. 継続組合員の中途脱退に伴う既納労働保険料の返還は、納入期未経過分から振込手数料を差し引いた上で全額返金いたします。

第１０条（強制退会・資格の取り消し）

当組合は、組合員が以下のいずれかに該当した場合、催告なしに組合員資格を剥奪（脱退手続き）し、労災保険の特別加入を解除することができます。

1. 会費または労災保険料を指定期日までに支払わないとき。
2. 特別加入時に必要な健康診断を受診しないとき。
3. 申込内容または事故報告に虚偽があったとき。
4. 日本国内外を問わず法令に違反し、当組合が脱退手続きをとることが相当と判断したとき。
5. 当組合の信用を著しく損なう行為により当組合の加入者としてふさわしくないと判断したとき。
6. 反社会的勢力等に該当することが判明したとき。

第１１条（免責事項）

1. 組合員が期日までに費用・保険料を納付しなかったことにより、特別加入の効力が失効し、その間に発生した事故について労災補償が受けられなかった場合、当組合は一切の責任を負いません。
2. 組合員からの届出内容の誤り・遅延により生じた損害について、当組合は責任を負わないものとします。

第１２条（不正受給時の対応）

不正受給が発覚した場合の既納労働保険料の返還は、銀行振込のみにて行います（代理人口座への返還は不可)。

第１３条（個人情報の取り扱い）

当組合は、取得した個人情報を、労災保険の特別加入手続き、事故発生時の手続代行、当組合からの連絡・案内にのみ利用し、法令に基づく場合を除き第三者に提供いたしません。

第１４条（不正受給時の対応）
不正受給が発覚した場合の既納労働保険料の返還は、銀行振込のみにて行います（代理人口座への返還は不可）。

第１５条（規約の変更）
当組合は、法令の改定や事業運営の変更に伴い、本規約を変更することがあります。規約を変更する場合、当組合のウェブサイトへの掲載等の方法により周知し、周知後にサービスを利用・継続した場合は変更後の規約に同意したものとみなします。

第１６条（管轄裁判所）
本規約に関して組合員と当組合との間で紛争が生じた場合、当組合の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則
本規約は、2022（令和 4）年 4 月 1 日より適用します。